

一般コミュニティ助成事業の運用に関するご提案

有田市役所 経営企画課

1. 一般コミュニティ助成事業について

(1) 概要

一般社団法人 自治総合センターによる、宝くじの社会貢献広報事業のひとつで、住民が自主的におこなうコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を補助する事業。

(2) 助成対象事業の例

対象となる事業の例：太鼓など祭り用備品の購入・修繕、集会所で使用する設備の購入等

対象外となる事業：
・土地の造成、建物の建築工事等のハード事業

・既存設備の修繕等（祭り用備品は例外）

・車両（自転車も含む）

・宗教に関する施設及び設備等の整備

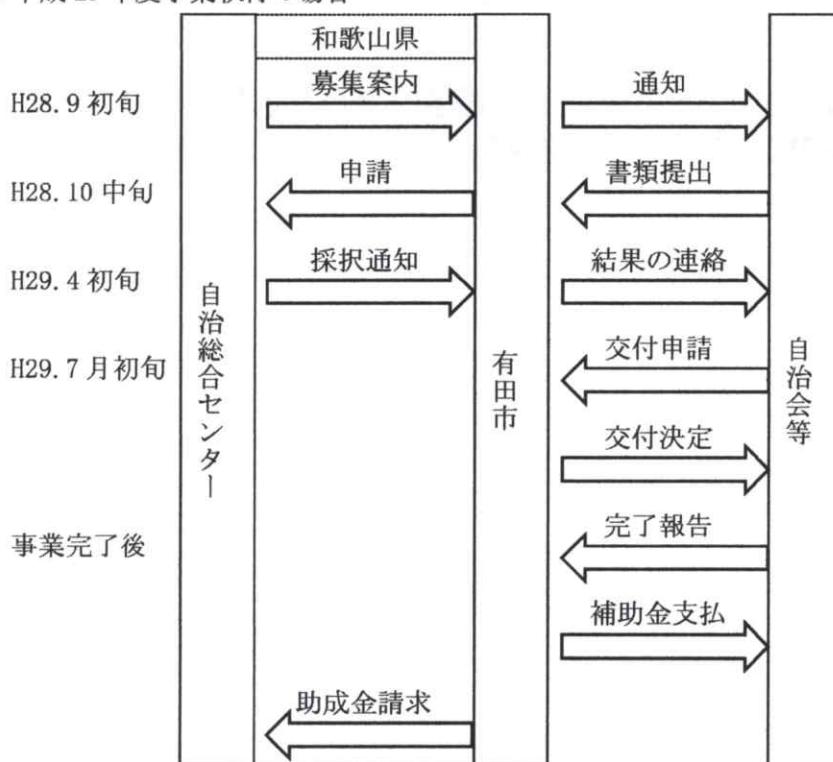
（特定の宗教団体の名称が記載されない祭り用備品は例外）

(3) 助成金額

100 万円以上 250 万円以内（10 万円未満は切捨て）

(4) 助成申請の流れ

例：平成 29 年度事業執行の場合



※申請要件を満たしていても、必ず採択されるわけではない。

2. 有田市における申請の現状

(1) 近年の採択状況

事業執行年度	申請件数	採択件数	採択金額
平成 24 年度	1 件	1 件	140 万円
平成 25 年度	1 件	1 件	240 万円
平成 26 年度	2 件	1 件	240 万円
平成 27 年度	2 件	1 件	250 万円
平成 28 年度	3 件	1 件	250 万円

(2) これまでの運用

連合自治会、単位自治会、その他の団体を問わず、相談があった順に処理。

過去に採択された団体から新たに申請の相談があった場合は、他に申請しようとしている団体がない場合を除き、ご遠慮いただいてきた。

(3) 現在の状況

今年度不採択となったのは 2 団体であるが、現時点で他に 4 団体から申請の相談があり、計 6 団体の案件が保留になっている状況。

次に申請しようとする団体が現れた場合、順当に進むと 7 年間もお待ちいただかなければならず、もし今後団体同士による順番争いが起これば、收拾がつかないおそれがある。

そうなると、市としても管理することが困難になり、申請する側にとってもいつどんな事業ができるかわからない状況に陥ってしまう。



そうならないよう、申請の順番についてのルールづくりをおこない、
助成金を広く地区住民、市民全体のために活用できる体制を構築したい。

3. 今後の運用に関するご提案

(1) 申請の順番に対する新たなルール（案）

連合自治会に単位自治会や地区の団体の要望をとりまとめてもらい、地区ごとに順番に申請していただぐ。

イメージ：

優先順位 1 位 A 地区連合自治会

優先順位 2 位 B 地区連合自治会

優先順位 3 位 C 地区連合自治会

1年目

A 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行



A 地区内の単位自治会・その他の団体

B 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

2年目

B 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行

C 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

3年目

C 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行

A 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

※棄権する自治会があった場合、順位をひとつ後ろへ。

A 地区連合自治会が棄権

A 地区連合自治会 捨権

B 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行

C 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

翌年度

A 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行

C 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

翌々年度

C 地区連合自治会 申請 ⇒ 採択 ⇒ 事業執行

B 地区連合自治会 申請 ⇒ 不採択

(2) 新たなルール（案）のメリットとデメリット

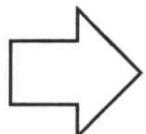
○メリット

- ・助成を受けられる時期がおおむね予測できるようになり、計画的に助成事業を考えることができる。 ※複数件の採択による前倒し、採択なしによる繰越は起こり得る。
- ・100万円に満たず、助成対象にならない事業でも、連合自治会でとりまとめてひとつの事業とすることによって対象となる余地が生まれ、効果的に助成金を活用できる。

例) 単位自治会A : 150万円要望

単位自治会B : 50万円要望

単位自治会C : 50万円要望



X地区連合自治会 : 250万円申請

○デメリット

- ・初期段階において、現時点での申請を想定していたところは、他の自治会との調整を必要とされる。
- ・連合自治会に地区内の単位自治会等の調整を負担してもらわなければならない。
- ・自治会以外の団体が申請する場合は、活動の拠点となっている地区で調整をお願いしたいと考えているが、複数の地区にまたがって活動されている団体については、協議を要する。
- ・緊急性を要するような場合でも、全ての地区的連合自治会に了承してもらえなければ、優先順位を上げることができない。

(3) 新たなルールにおける地区連合自治会の順位（案）

現在申請又は相談のある団体を地区連合自治会単位で順番に申請し、以降は過去の採択実績から年数が経過している順に申請をおこないたい。

(参考) 現在の申請・相談状況と過去の採択実

績

昨年度申請団体（不採択分）

順位	団体名	地区
1	獅子の会（野・山地）	中央
2	糸島地区連合自治会	糸島

相談のあった団体

順位	団体名	地区
1	辻堂自治会	保田
2	佐山自治会	保田
3	千田西自治会	保田
4	小豆島自治会	中央

過去の採択実績

年度	団体名	地区
28	港町連合自治会	港
27	糸我連合自治会	糸我
26	高田自治会	保田
25	野井自治会	保田
24	北自治会	初島
23	なし	
22	小豆島	中央
21	星尾自治会	保田
	和太鼓「結」	宮原(当時)
20	宮原郷土伝統芸能保存会	宮原



(案)

順位	地区
1	中央
2	糸島
3	保田
4	宮崎
5	宮原
6	初島
7	糸我
8	港

令和元年5月7日

令和2年度 一般コミュニティ助成事業の申請について

1. 一般コミュニティ助成事業について

(1) 概要

一般社団法人 自治総合センターによる、宝くじの社会貢献広報事業のひとつで、住民が自主的におこなうコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を補助する事業。

(2) 助成対象事業の例

対象となる事業の例：太鼓など祭り用備品の購入・修繕、集会所で使用する設備の購入等

対象外となる事業：

- ・土地の造成、建物の建築工事等のハード事業

- ・既存設備の修繕等（祭り用備品は例外）

- ・車両（自転車も含む）

- ・宗教に関する施設及び設備等の整備

（特定の宗教団体の名称が記載されない祭り用備品は例外）

(3) 助成金額

100万円以上 250万円以内（10万円未満は切捨て）

2. 令和2年度申請団体

保田地区連合自治会が平成31年度採択



順位	地区
1	宮崎
2	宮原
3	初島
4	糸我
5	港
6	中央
7	箕島
8	保田

令和2年度分申請予定
地区内の要望とりまとめをお願いします。
(令和元年9月に資料提出依頼)

②令和7年度

担当：経営企画課 まちづくり係